

情報提供窓口の設置について

2019年7月25日 長島・大野・常松法律事務所 調査チーム

- ・当事務所の調査チームは、神戸都市振興サービス株式会社（以下、都市振興）からの依頼に基づき7月25日より開始した外部調査の一環として、本日から9月30日まで、期間限定の情報提供窓口を設置いたしました。未だ発覚していない都市振興における不正行為等を認識している方は、本窓口まで情報をご提供頂きますようよろしくお願いいたします。
- ・ご提供頂いた情報の内容については、都市振興及び神戸市その他都市振興の出資者に対して秘密を厳守することを条件に情報共有する場合がありますが、情報提供を行った方の個人名は当事務所限りとし、都市振興及び神戸市に対して開示することはありません。
- ・本情報提供窓口の詳細につきましては、各団体のHP又は当事務所作成の周知文（「情報提供窓口設置のお知らせ」）をご覧ください。

情報提供の方法

（書面での情報提供）

〒100-7036
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所 「神戸市外郭団体等 情報提供窓口」

※上記宛先に任意の書式にてお送り下さい。

（電話での情報提供）

03-6889-8737 （平日 10:30~18:00）

※上記時間帯に直接お電話ください。なお、担当者が不在の場合はつながらないことがあります。

（メールでの情報提供）

Email : kobeshi_hotline@noandt.com

※上記 Email アドレスにメールをご送信ください。

情報提供可能な方々

都市振興の役員、従業員・職員（非常勤、派遣、アルバイトを含みます。）、都市振興の業務委託先従業員・職員、及び都市振興の取引先等の関係者

情報提供の対象

- ・特定の職員に対する便宜供与を疑わせる貸付金制度や給与の不正支給等の不適切行為
- ・その他都市振興における不正行為一般（法令違反、社内規則違反等）

※なお、上記いずれの場合であっても、本件窓口への情報提供時点で、不適切行為や不正行為等が存在することについて、確証を抱いている必要はありません。